

第2回 令和5年度 食品表示懇談会

議事録

消費者庁食品表示企画課

## 第2回 令和5年度 食品表示懇談会

### 議事次第

1 日時 令和5年11月24日（金）10：00～12：00

2 場所 新宿NSビル 3階 西ブロック 3-J会議室

#### 3 議題

(1) 開会

(2) 諸外国との表示制度の比較について

(3) 個別品目ごとの表示ルールについて

(4) (2)および(3)を踏まえ、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論

(5) 閉会

#### 4 出席者（敬称略・50音順）

委員：阿部 絹子、伊藤 匡美、大角 亨、加藤 孝治、北口 善教、佐藤 秀幸、  
島崎 真人、脊黒 勝也、中澤 克典、廣田 浩子、間處 博子、森田 満樹

出席者：村尾 芳久

消費者庁：依田審議官、清水食品表示企画課長、  
山口食品表示企画課課長補佐、坊食品表示企画課衛生調査官、  
京増食品表示企画課食品表示調査官

#### 5 配布資料

資料1 諸外国との表示制度の比較

資料2 個別品目ごとの表示ルール

資料3 森田委員提出資料 第2回「令和5年度食品表示懇談会」にあたっての意見

○事務局 定刻となりましたので、第2回令和5年度食品表示懇談会を開会させていただきます。私は本懇談会の事務局を務めさせて頂いておりますSOMPOリスクマネジメントの山本です。どうぞよろしくお願い致します。

開催に当たっての注意点をご案内します。本懇談会は傍聴を希望された方に対してリアルタイムでWEB配信を行っております。なお、記録のために映像を録画させて頂いていることをご了承ください。

万が一地震などの災害が発生した場合、事務局で誘導しますので、慌てずに行動をお願いします。

また、今回は会議室の都合により、マイクを使用せずに議事を進行させていただくこととしております。私程度の声量でご発言いただけますと、会場の皆様にもオンラインで傍聴の方にも十分に聞こえますので、ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

それではここから、報道関係の方で撮影される方がいらっしゃいましたら、前に出てきていただいて撮影いただいて結構でございます。

続きまして、本日の出席者についてのご案内でございます。

田中委員の予定が合わず欠席となっております。また、湯川座長が御都合により御欠席されることとなりました。このため、本日は湯川座長及び田中委員を除く13名で議事を進めさせていただき、座長については、代理に指名されております加藤委員にお願いすることとしております。

また、橋本委員が急遽ご欠席されることとなり、橋本委員ご所属の一般社団法人全国スーパーマーケット協会 事務局長の村尾芳久様が橋本委員の代わりにお越しいただいております。事務局としては、今回については村尾様にご出席いただくこととしたいと考えておりますが、御異存のある方はいらっしゃいますでしょうか。御異存がある方がいらっしゃいましたら、ご意見をお願いいたします。

それでは今回は村尾様にこのままご出席いただきます。村尾様、よろしくお願いいたしません。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の資料は、お手元にお配りしております「議事次第」、そして受付でお渡しさせていただきました「座席表」、資料1といたしまして「諸外国との表示制度の比較」、資料2といたしまして「個別品目ごとの表示ルール」、資料3といたしまして森田委員提出資料の「第2回『令和5年度食品表示懇談会』にあたっての意見」となっております。委員の皆様におかれましては、お手元の資料に過不足や落丁等がございましたら、事務局にお声がけのほどお願いいたします。

それでは、カメラ及び報道の方は、御退席又は傍聴席へお戻り願います。

それでは、以降の議事に関しましては座長代理の加藤様にお願いしたいと思います。それでは加藤様、よろしくお願いいたします。

○加藤座長代理 おはようございます。

○委員一同 おはようございます。

○加藤座長代理 湯川座長が出席できなくなりましたので、代理として議事を進めることとなりました。できる限り円滑に議事を進めて参りたいと思っておりますので、皆様御協力をお願いいたします。

それではまず、前回、御欠席されておりました森田委員に自己紹介をしていただきたいと思っております。森田委員よろしくをお願いいたします。

○森田委員 一般社団法人 Food Communication Compass 代表の森田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、この消費者団体 FOOCOM と言いますが、科学的根拠に基づく情報発信をする消費者団体として 2011 年より活動しております。

食品表示に関しましては、20 年ほど前に JAS の調査会の委員を務め、消費者庁に移ってからは一元化検討会の検討委員や、食品添加物検討会の委員なども務めさせていただいております。それから各地の消費生活センターなどの勉強会で、食品表示の講演をしております。

そういった勉強会にいらっしゃる方はもちろん、食品表示への関心が高い方ですが、それでも例えば原料原産地表示が分かりにくくて難しいなど、なかなか新しい制度についていけないといった現状もあるようです。食品表示は一般の消費者の方と事業者の方々を繋ぐ大事な情報提供手段だと思いますので、きちんと活用していただきたいなという思いもあり、こうした制度改正の議論に参加させていただくことをありがたく思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤座長代理 森田委員ありがとうございます。森田委員には、また後ほど資料 3 に基づいてご説明いただければと思います。

それでは議事に入りたいと思います。

本日の進め方なのですが、まずは、消費者庁より資料 1 「諸外国との表示制度の比較」、資料 2 「個別品目ごとの表示ルール」を続けて説明いただきます。次に、森田委員から、提出資料について、説明していただきます。そして全ての説明後にまとめてご質問等を受けたいと思います。

その後、これまでの説明を踏まえ、本懇談会で議論することとしている今後の食品表示が目指していく方向性の大枠の議論を行いたいと思います。それではまず消費者庁より、説明願います。

○清水食品表示企画課長 それでは早速、説明に入らせていただきます。消費者庁で食品表

示を担当しております清水と申します。よろしく申し上げます。

それでは資料1の方をご覧願います。「諸外国との表示制度の比較」ということで説明させていただきます。

まず、御存じの方もたくさんいらっしゃるかと思いますが、改めてコーデックスについてご説明をさせていただきます。

2 ページを御覧ください。まず、コーデックス委員会は、国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)によって 1963 年に設立されて、ちょうど 60 年経ったところでございます。コーデックス委員会は、国際的な政府間プログラムでございまして、消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保等を目的とし、国際食品規格(コーデックス規格)の策定等を行っております。メンバーとしては、188 の加盟国と 1 加盟機関(EU)ということではほぼ全ての国々が参画しているというものでございます。こちらのコーデックス委員会の組織といたしまして、コーデックス総会の元に様々な部会がありまして、その部会の中に一般問題部会というものがございます。一般問題部会の中に 10 個の部会がさらに分かれておりまして、その中に食品表示 CCFL がございます。

3 ページを御覧ください。このコーデックス委員会において策定された国際食品規格のことをコーデックス規格と呼んでおります。WTO・TBT 協定では、「関連する国際規格が存在するときは、その国際規格と関連部分を強制規格の基礎として用いる」とこととされており、WTO などではコーデックス規格を「国際規格」と認定している状況でございます。

Standards として各種個別食品や、添加物などの規格、Code of Practice として食品衛生などの実施規範、またこれらの表示などのガイドラインを定めております。食品表示に関しては、主なコーデックス規格として 1985 年に「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」略して GSLPF と呼んでいる規格がございます。

4 ページを御覧ください。コーデックス規格の一般原則について、先ほどコーデックス規格は国際規格であると申し上げましたが、本質的には任意で、国内法の代替となるものではございません。強制力を持たせるためには、各国の国内の法律や規制に変換して適用していく必要がある、という性質を持っております。

5、6 ページを御覧ください。コーデックスにおいて国際的な規格が定められている中で、先ほど申し上げましたとおり、各国でそれぞれの制度を作ることになっておりますので、日本と諸外国でそれぞれ制度が若干違うところがございます。これからその内容についてご説明させていただきます。

6 ページに記載しておりますが、食品表示のルールは各国の食生活の実態に即して各国ごとに定められるという性質のものであります。我が国の食品表示制度がコーデックスや諸外国の表示制度より優れている部分もあれば、逆に現時点で諸外国から学ぶべきところもあるのではないかと考えられます。我が国の食品表示制度は、消費者の多様なニーズに基づいて改正を繰り返してきており、我が国独自の表示事項の拡大が行われてきました。一方で、消費者の方への網羅的な情報開示という観点では、諸外国の食品表示制度に比べると情報量が

少ないという側面もあるのではないかと考えられます。

7 ページ以降で、日本とコーデックス、EU、アメリカ及び中国との制度の比較を記載しております。

まず、名称に関しましては、ほぼ同じような制度になっております。

原材料一覧の書き方には若干違いがございますが、我が国では添加物を食品の材料と明確に区分して重量順に表示するという形になっております。これはコーデックス規格や欧米、中国などは添加物を含めて原材料を重量順に表示するという形になっておりますので、異なっているところでございます。

また、食品ごとの個別的義務表示において重量順表示の特例を設けていることや、水を原材料として表示するかどうかについては、商習慣上も他の法令においても、我が国では省略されているというところでございます。

原材料について、複合原材料の原材料も原則表示することは我が国も各国とほぼ同じですが、複合原材料の原材料について、重量割合3位以下かつ5%未満の場合は「その他」という風に省略することができるとしています。

一方、原材料一覧の順不同規定。これはコーデックスには存在しない規定なのですが、欧米や中国では2%以下の原材料、ごく少量しか使っていないような原材料に関しましては、重量順に表示するというのではなく、順不同でよいという規定を設けておりますが、我が国にはそのような規定はありませんので、少量であっても重量順に記載しなければならないという形になっております。

続きまして、添加物の表示です。我が国も原則物質名で表記するということになっております。コーデックスやEUでは番号制を設けておまして番号で表記するということもできるとなっております。

また、添加物の一括名での表示について、一部の添加物については物質名に代えて一括名のみでの表示とすることが可能となっております。例として載せておりますが、レシチン、グリセリン脂肪酸を使用していたとしても乳化剤とまとめて表示することも可能となっております。欧米や中国でも同様の規定がありますが、使用できる範囲や数が異なっております。

添加物の用途名についても、我が国では決められた8種の用途で用いるものは用途名を併記するということになっており、範囲や数は違いますが同様の規定が海外にもあります。

最後に、栄養強化目的で使用した添加物について、我が国では一部の食品を除いて表示の義務が免除されております。ただ、コーデックスや欧米、中国では、そもそも栄養強化目的で使用したものは添加物ではなく、原材料の方に分類されております。我が国と諸外国では、添加物なのかどうかということが異なっている上で、かつ、使用した場合であっても表示義務が免除されるといった規定がある、という状況でございます。

8 ページを御覧ください。内容量や保存方法、賞味期限、消費期限の規定は我が国と各国でそれほど大きな違いがないというところでございます。

アレルギー表示については、我が国では小麦、えび、かに、そば、卵、乳、落花生及びく

るみの 8 品目が特定原材料として表示義務が課せられておりまして、また特定原材料に準ずるものとして牛肉、豚肉、さば、さけなどの 20 品目が表示をすることを推奨されているという状況でございます。一方、例えば EU ですと、穀物や甲殻類、木の実ということで、括って表示するというような形になっております。アメリカでも、甲殻類や木の実と表示するということになっております。この点は異なるところであり、我が国ではアレルギー患者の方やアレルギー患者の家族の方の食生活の選択の幅を狭めないということ、例えば、くるみは食べられないけれども、アーモンドやカシューナッツは食べられるという方が、木の実類という風に表示されてしまうと全て選択できなくなってしまうということもあり得るため、個別の品目ごとに指定していくというような形で運用しているというところがございます。

原産国表示については、輸入品については原産国を表示するといった規定が各国にもございます。

食品関連事業者の氏名又は名称等につきましても、同様の規定がございます。我が国では、製造所固有記号制度なども導入しております。

9 ページを御覧ください。栄養成分の表示につきましては、我が国では熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの 5 項目に表示義務があります。ナトリウムに関しては食塩相当量で表示することとされております。これは、各国の国民の健康課題に応じてそれぞれどういったものを表示するかを決めており、EU ですと飽和脂肪酸、アメリカですとトランス脂肪酸やコレステロールなども表示することになっております。

また、包装前面栄養表示に関しましては、コーデックスでガイドラインが一昨年定められ、当該ガイドラインに基づき、各国で検討しているところです。前回の懇談会において、この包装前面栄養表示に関しては専門性が高い内容になるので、栄養に関する専門家の方に議論していただいた方が良いのではないかというご意見がありましたので、別途検討会を立ち上げて、現在、検討していただいているところです。

次の原材料の量的表示について、コーデックスや EU では、商品名等で強調されている原材料は製品中の使用割合 (%) を併せて表示するということになっており、例えばいちごヨーグルトという商品名であれば「いちご」が入っていることが強調されているので、その製品中のいちごの使用割合を表示するということになっております。

我が国でも特色のある原材料に関する表示ということで、いちごでしたら「とちおとめ」、お米なら「コシヒカリ」、あるいは有機農産物を使っているといった場合には、コーデックスと類似した規定があり、使用割合が 100% でない限りは使用割合を書いていただくという規定がございます。

次が加工食品の原料原産地表示です。消費者庁で把握している限りでは、加工食品の原料原産地表示制度は日本や韓国などのごく一部の国にしかないと思われませんが、使用される原材料のうち、我が国の場合は原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地又は製造地を表示するということになっております。EU においては、特定の食品に対しては表示

を義務付けております。

また、遺伝子組換え農産物の表示については、コーデックスには規定がございませんが、EU とアメリカでも遺伝子組換え農産物である旨の表示は義務付けられております。ただ、我が国では最終製品に組み換えられた遺伝子が検出されないものは対象外となっております。

最後のロット識別については、我が国では特段規定はございませんが、EU などでは義務付けしているということがございます。

10 ページ以降は、表示例の比較ということで、具体的にそれぞれの食品でどのように表示されているのかを私どもの方で調べた範囲の内容を載せております。例えば、カレールーに関して 11 ページが日本語訳した内容で、12 ページは原文をそのまま書いたものになります。ご覧いただいたとおり、アメリカ等もかなり多くの表示をしている状況でございます。13 ページ以降はそれぞれ醤油やカップラーメンなどについて、表示例を載せております。

18 ページを御覧ください。ここからコーデックス規格、EU、公正競争規約の比較ということで、また別の観点からの論点をご紹介させていただきます。

19 ページを御覧ください。我が国の食品表示基準、食品表示法に基づく内閣府令に個別の表示事項として該当する品目はありませんが、コーデックスでは個別の食品規格として存在し、かつ公正競争規約では規定しているものというのが三つございます。「食用塩」、「はちみつ」及び「チョコレート類」です。

20 ページを御覧ください。コーデックスの個別食品規格は特定の農産物や水産製品等に関する規格で、個別食品規格で適用範囲やその食品の定義、使用可能な添加物などを定めております。

21 ページを御覧ください。先ほど国内で公正競争規約があるものと申し上げましたが、公正競争規約は景品表示法の規定に基づくもので、基本的に事業者の方が自主的に設定する業界のルールで、それを公正取引委員会及び消費者庁が認定するという内容になっております。内閣府令である食品表示基準は国内全ての事業者の方に関わるものですが、公正競争規約はあくまで事業者の方々が自主的に設定するというところで、規約に参加していない事業者には適用されないというところが特徴です。しかしながら、業界内で一定のルールとしての機能を果たしているものと認識しております。

22 ページを御覧ください。先ほど申し上げた「食用塩」、「はちみつ」及び「チョコレート類」で具体的にどのようにコーデックスの規格と日本の公正競争規約が異なるかをまとめております。ここでは「はちみつ」を例にしております。基本的には、コーデックス規格や EU 指令、我が国の公正競争規約の間でハチミツの規定に関してはほぼ同じだと認識しております。

23 ページを御覧ください。「食用塩」に関しては、塩化ナトリウムの含有量、表でいうと二番目について、塩化ナトリウムの含有量がコーデックス規格や EU では 97%以上でなければならないという規定がありますが、日本の公正競争規約では全体の 40%以上となって

おります。日本の公正競争規約では、食塩の中に藻塩など、塩化ナトリウム以外の様々なものを混ぜたものも食塩と捉えているため、塩そのものに対する考え方が大きく異なり、比較する話でもないという認識しております。

24 ページを御覧ください。チョコレートの比較ということで、コーデックス規格、EU 指令及び日本の公正競争規約の比較表を収載しております。基本的に大きく異なっておりませんが、我が国の公正競争規約ではカカオ分の代わりに乳製品を使用した場合の規定があり、乳製品を使用した時はカカオ分の含有量が若干少なくてもいいといった規定があります。そのため、我が国ではチョコレートであっても、EU などではチョコレートという分類に入らないものがあるという状況でございます。

大変駆け足で恐縮ですが、資料 1 に関する説明は以上でございます。

続きまして、資料 2 「個別品目ごとの表示ルール」について説明いたします。

1 ページを御覧ください。食品に係る加工食品の表示基準の変遷として、歴史的な経緯についてご紹介させていただきます。

昭和 25 年に農林物資規格法（JAS 法）が制定されました。これは戦後の混乱期に様々なまがい物等が横行したことが背景にあり、粗悪品の排除や食品・農林水産品の品質向上を目指して JAS 規格の一部として表示基準を規定し、格付品のみには表示義務が課せられるという制度が始まっております。

昭和 45 年に改正され、品質表示基準制度が創設されました。これは、農林物資の品質に関する適正な表示を行なわせることによって、一般消費者の選択に資するという目的で、JAS 規格から分離する形で品質表示基準が制定されました。品質表示基準のある品目については、格付品でなくとも表示の義務があるということで、少しずつ加工食品の中に表示しなければならない品目が増えていくということになりました。

平成 11 年には更に改正が行われ、全ての加工食品に表示義務が課せられました。全ての加工食品ですので、個別の基準だけでなく、品目横断的なルールがここで入ってきたということになります。消費者の食品の品質や安全性、健康に関する関心の高まりに対応することで導入され、全ての加工食品を対象にした横断的な品質表示基準が制定されたのですが、個別の品質表示基準があった品目については、その個別基準を横断的なルールに上乘せするということになりました。

平成 25 年に食品表示の一元化ということで、旧 JAS 法、食品衛生法、健康増進法の食品表示に関する規定を統合して食品表示法が創設されましたが、食品表示基準の品質表示の部分は、原則そのまま移行しているというところでございます。

2 ページ目以降に、具体的にどのような個別基準があるかということと、それらが制定された時期について、表で示しております。5 ページ目の下の方に、◎初期制定○廃止制定△全部改正×廃止●統合とありますが、全部改正されたものというのは少なく、基本的には昭和 40 年代、50 年代の制定されたときからそのまま引き継がれており、5 ページにあるもの

だけが廃止となったということでございます。

6 ページを御覧ください。旧 JAS 法において個別品目ごとに定められていたルールについては、制定以来、基本的に食品表示の一元化の際にもそのまま内閣府令である食品表示基準に移行しており、個別品目の在り方などの議論は十分されていない状況ではないかと認識しております。今日的にみて、消費者の合理的な選択という観点からどのような意義があるのか、あるいは合理的な理由のない複雑なルール、横断的ルールの上に個別のルールが上乘せされていることによって、事業者の方にも負担を課している部分があるのではないかと、という問題意識を持っております。

8 ページを御覧ください。まず名称について、例えばどんなルールがあるかということを紹介しますと、横断的なルールでは「その内容を表す一般的な名称」を表示することになっております。一方で、個別のルールとしては食品表示基準別表第4において、食品ごとに表示の方法などが定められております。

例えばマカロニ類の名称については、マカロニ類と表示することを原則としており、その太さ等によって、それぞれマカロニと書くか、スパゲティと書くかを選べるといった規定がございます。そのため、いわゆるパスタについても、現行の規定ではマカロニ類と表記することになります。これは内閣府令で決まっておりますので、マカロニ類に該当すれば例外なく表示する必要があります。

9 ページを御覧ください。同様の製品であっても製品形態によって使用できる名称が異なるということを紹介しております。いわゆるフェットチーネがありますが、乾燥している製品に関しては乾麺ということマカロニ類の個別ルールに従い表示をする必要があり、名称規制がかかりますので「マカロニ類」と表示していただくこととなります。一方で、生パスタに関しては個別ルールがないため、横断ルールによって一般的な名称を表示することになり、フェットチーネと書いていただいても、生フェットチーネと書いていただいてもよいということになります。また、冷凍したものについては、「調理冷凍食品」の個別ルールというものがああります。こちらに名称規制はないので、乾麺とは異なり、フェットチーネと書いていただくこともできますし、冷凍フェットチーネなど書いていただくことも可能です。

10 ページ目を御覧ください。容器包装により表示に違いが生じてしまう例として、レトルトパウチと透明パウチを示しております。食品表示基準の別表第3でレトルトパウチ食品というものを定義しており、この定義の中では、「気密性及び遮光性を有するものに限る」という規定があります。例えばパスタソースに関しては、名称に「パスタソース」又は「ミートソース」と表示するという旨が定められております。これによって、例えば「食肉を原材料とした和風味のソース」という商品があった場合、包装がレトルトパウチ包装に該当するのであればレトルトパウチ食品ということになり、名称としては「ミートソース」と表示しなければならないということになります。一方で、透明パウチ包装の場合は遮光性がないということになり、遮光性を有するものに限るというレトルトパウチ食品の定義に当ては

まらないため、横断ルールにより一般的な名称で表示できますので、例えば、和風パスタソースなどと表示することができます。昨今の技術の進歩によって、透明パウチ包装のものも増えてきているという中で、包装が違うということによって適用される規定が変わってきてしまうということが生じております。

12 ページを御覧ください。流通形態の違いによって原材料名の表示が変わるということを示しております。餃子については、冷凍食品の場合、調理冷凍食品に該当するということが調理冷凍食品の個別ルールに従い表示していただくことになります。この調理冷凍食品のルールの中では、餃子は皮以外の原材料の重量と皮の重量を比較して、重量順に表示するというようになっております。チルドの場合、チルド餃子類というものに該当するので、チルド餃子類の個別ルールが適用され、原材料名は①食肉、②魚肉、③野菜、④つなぎ、⑤皮、⑥その他のものの重量を比較し重量順に表示するという形になっておりますので、この例のように野菜や皮、豚肉というような重量順であれば、その順に記載すればよいということになっております。冷凍でもチルドでもないというものについては、個別ルールがなく、横断ルールが適用されるため、例えば名称を「惣菜」と記載することもできますし、単純に原材料名を重量順に表示することも、同種の原材料ごとにまとめ書きで表示することもできます。

13 ページを御覧ください。このように、横断的義務表示事項とは別に、様々な個別的義務表示事項が定められております。品目横断的義務表示事項であれば名称から原材料名、原料原産地名などを記載していただく必要がありますが、調理冷凍食品の場合は個別のルールの中に皮の率の表示義務もあり、かつ、皮の率の表示方法も5%刻みで書くようにと細かいルールが定められております。チルド餃子類については調理方法を一括表示欄に記載しなければならず、冷凍食品とは微妙にルールが異なります。こういった点も、食品表示が非常に複雑で分かりにくい要因にもなっていると考えております。シンプルで分かりやすい表示を目指すという所ですと、こういった所についても何らか見直していく必要があるのではないかと考えております。

14 ページ以降は調理冷凍食品などの実際の食品表示基準の規定について抜粋したものになっております。大変駆け足で恐縮ですが、消費者庁からの資料1と資料2の説明は以上となります。

○加藤座長代理 清水課長 どうもありがとうございました。それでは、続けて森田委員お願い致します。

○森田委員 はい、私からは資料3ということで、第2回令和5年度食品表示懇談会にあたっての意見について申し上げます。前回欠席しておりますので、前回の第1回食品表示懇談会に関する意見として、1つ目の項目、それから今回の第2回の懇談会に関する意見ということで、2ページ目からまとめております。それぞれ申し上げます。

まず前回の懇談会ですが、今後の食品表示が目指す方向性に「消費者視点」を入れていただきたいということです。資料を拝見しますと、消費者視点ということでの食品表示の現状の様々な問題点というものが盛り込まれておりませんでした。食品表示は消費者庁に移管して食品表示法施行後、度重なる制度の見直しがあり、多くの検討会があって、事業者の皆様に多大な負担を強いているというお話がありましたが、実は消費者も影響を受けております。新しい制度が次々とできるのですが、表示の意味が分からない、例えば原料原産地表示の「又は表示」と普通の原則表示とどう違うのかというようなことや、製造地表示とか、遺伝子組換え食品の表示が今まで「遺伝子組換えでない」というものが、「分別生産流通管理済み」という表示に変わるなど、言葉が色々変わっているのですが、そういった言葉の意味が分からないという声をよく聞きます。制度が複雑になると消費者がついていけないという現状があると思います。

また、表示が充実したということは大変よいことで、栄養成分表示の義務化ということもあり充実してきたのですけれども、どうしても容器包装上の表示事項が拡大して、小さい文字でぎっしり書いてあったりして見づらいついた問題がでてきます。また、よく言われるのは、惣菜とかサラダの様なもので、裏面に表示がついている、パカッと取り上げて裏面を確認しないと見られないという様な苦情の声も消費者の方から聞きます。消費者庁が毎年行っている消費者意向調査、せっかくやっただいてはいるのですが、この中でも例えば色々な制度の理解度が低いといったことですか、見づらさに不満を持っている消費者が多いということがあげられています。こういったことが食品表示に活用されていないということですので、今回シンプルで分かりやすい表示ということの検討でございませうけれども、まとめの時に、消費者意向調査の例もあげながらまとめていただきたいと思ひます。すなわち、第1回目の資料は消費者視点に欠けていると感じます。食品表示法のそもそもの基本理念というのは消費者の権利の尊重と自立の支援ということを基本としています。消費者が食品表示を活用するために、現行制度を普及啓発していただきたいと思ひます。普及啓発については、栄養なら栄養成分表示とか保健機能食品とか、バラバラに行われているような形がありますが、今後普及啓発をきちんとしていただいて、そしてシンプルかつ分かりやすい表示を目指すということですが、その辺も含めて盛り込んでいただきたいと思ひます。

それから、第1回の資料で国際基準の整合性ということについて、これまでも様々な表示の制度の検討において一定の検討はされてきております。今回初めて整合性という話が出てきたというわけでは決してございませう。2000年代には食品の表示に関する共同会議というものがありまして、ここでも個別に国際整合性を踏まえた検討が行われており、例えば原材料と添加物の区分、日本では区分しますが、そうしたことがどうなのかということや、原材料の水の議論もしております。複合原材料、添加物、様々な議論がされておりますが、それぞれの理由があり、多くの項目で整合化が進まなかったという経緯があります。その後も、食品表示の一元化検討会で国際整合性ということ度は度々議論には上がっており

ますが、将来的な表示事項の見直しということで、先送りされています。

一方、食品表示で義務化された栄養成分表示ということに関しては、①消費者における表示の必要性、②事業者における表示の実行可能性、③国際整合性の3点を勘案して、例えば①から③全てを満たすものに関しては義務表示とするといったような整理をつけながら、食品表示基準への反映ということがされております。このように国際基準をきちんと考慮しつつ、これまでも食品表示制度は検討されており、今の形というのはそれを考慮した上でこの形となっているという経緯がありますので、こうした経緯も踏まえて検討を進めていただきたいと思っております。

2つ目ですが、第2回の食品表示懇談会に関する意見ということで、先程諸外国の表示制度の比較ということをお説明していただきました。こちらは1995年にWTOがコーデックス規格を国際基準と認定して以降、合理的な理由がない限り、各国の国内制度もその基準を取り入れなくてはならないとされてきたとあり、できるだけコーデックスに寄せていくということがされてきたと思っております。日本の食品表示もできるだけコーデックス規格に整合していくという方向で検討していくのがやはり総論としては望ましいので、進めていただきたいと思っております。

一方でコーデックス規格とは異なるところで先程ご説明がありましたとおり、原材料と添加物の区分、水の表示の省略、複合原材料、添加物の一括名表示・用途名併記、栄養強化目的の添加物表示免除、量的表示など、多数ございます。先程も申し上げましたとおり、整合性について検討されましたが、合理的な理由で整合できなかったということもありますので、今後各論を検討していく段階で、かつて整合化が難しい項目もあったということでの振り返りをしていただきたいと思っております。

その上で整合性といっても多数項目がある中で、何をどのような優先順位で検討していくのか、クライテリアが必要であると思っております。これまでの経緯も含めて規制影響評価、例えばアレルギーの品目をこれから増やすときには、規制影響評価で事業者の方々にアンケートをとるだとか、消費者意向調査等もありますけど、そういった所を含めて検討を進めていただきたいと思っております。

なお、コーデックスの一般規格では、原材料はできるだけ省略しないですべて表示をするということを原則としていますので、諸外国もそれに寄せた形になっています。日本の表示制度の良い所というのは、分かりやすくシンプルということもあって、添加物のいろいろな集約規定、複合原材料の「その他」規定などがございます。例外規定が多いので、先程のカレールの表示のように、日本の場合は情報量が少ないということもありますけれども、これから省略規定を撤廃という方向になりますと情報量が増えていきますが、容器包装の表示が分かりにくくなるということに留意が必要になります。

また、前回の資料の12ページの説明、今回もありましたけれども、栄養強化の目的で使われる添加物の表示の規定につきましては、この表示免除規定というのは既に議論が終わっておりますといえますか、原則全て表示する方向で検討が進んでいるということでは

た。この項目について、ご説明がありませんでしたが、コーデックスの添加物の免除規定は2つあって、加工助剤とキャリーオーバーだけです。それが日本では3つ目の栄養強化の目的の添加物があるということで、諸外国では2つしかないものが日本では3つあるということで、コーデックスの整合性という意味でもそこを寄せていただきたい。そこを加工助剤とキャリーオーバーだけにしていただくということで、ここは最優先で取り組むべき項目だということでございます。

それから2つ目、個別品目ですけれども、旧JAS法で作られて、品目横断的な品質表示基準についてと、先程の説明で1999年とあり、私は2000年と勘違いしておりましたが、ここは訂正させていただきます。

その後食品表示基準の別表に移行したという経緯があります。ですけれども、様々な名称規制が残っていて、昭和の時代に作られたもので、令和の時代に合わないものが多い。昭和の時代の食品と今の時代は色々なものが違って、例えばソーセージでジビエのソーセージが出てきていますが、ソーセージは食肉の場合は豚肉じゃなきゃダメだという規定があったり、お肉の畜種を限定しているので、どう見てもソーセージの形なのに名称としてはつけてはいけないということがあります。

これもかつて、一元化の検討会の時に私は個別品目を撤廃して横断的なルールに統一して分かりやすくしてくださいと申し上げております。先程の餃子もありますけど、例えば食品の表示の話をするときに、私は「原材料は多い順に並んでいて、／があってそこから添加物がくる」と話をするのですが、この冷凍餃子、チルド餃子、惣菜の餃子についてはそれらの原則ルールが言えない、例外の規定なわけですよ。こうしたことはなかなか消費者にとって分かりにくいということです。この時は議論が行われなかったですけれども、その後ですね、一元化検討会のあと、個別の表示基準を決める際に消費者委員会の食品表示部会の中でもできるだけ分かりやすくしていきましょうという議論があったときに、委員の方から、「個別品表に関しては今回時間が足りなくて1つにまとめられなかったが、業界の意見を聞きながら、食品表示法の目的に照らし、整理できるものは整理してもらいたい」という要望が出ておりました。

ですので、今回個別品目のルールについて、これから時間をかけて見直していただきたいということでございます。全部が撤廃ということではなくて、個別の定義があることで一定の品質を担保し消費者の誤認を招かないようにして守られてきたものもあり、全部撤廃というような乱暴な話ではないかと思えますけど、消費者の意向等を聞きながら、分かりやすい食品表示に向けて検討を進めていただきたいということでございます。以上でございます。

○加藤座長代理 森田委員ご説明ありがとうございました。ただ今消費者庁及び森田委員よりご説明頂いた内容につきまして、ご質問等ございましたらお願い致します。

なお、ご質問のある委員におかれましては、挙手の上、お名前をおっしゃってからご発言

をお願いします。

○北口委員 清水課長のご説明で一点訂正された方がよろしいかなと思います。アレルギーの表示でございますが、EU、アメリカも含め例えば穀物うんぬんは大括りの表示が良いというご説明に聞こえた可能性がございます。それは違いまして、例えば大麦、小麦みたいな原材料は、ヨーロッパでは確か太字で表示をしなければならないかと思えますけど、他の国・地域についても個別のアレルギーを表示しなければいけないこととなっています。

したがって、日本だけが個別の表示で、ヨーロッパ・アメリカは大括りでよいということではないので、事実確認として申し上げたほうが良いと思いました。

○清水食品表示企画課長 はい、分かりました。

○加藤座長代理 ほか、意見ないでしょうか。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。1点質問と、1点確認をさせていただきたいことがあります。

少し細かいことで申し訳ないのですが、資料2の餃子の事例ですが、こちらに冷凍の場合、チルドの場合、そして、冷凍でもチルドでもない場合というように先程ご説明があって、冷蔵・常温等は個別ルールがないため、とご説明がありましたが、チルドと冷蔵の違いはどこにあるのでしょうか。それらがわざわざ書き分けられているのかということをお聞きしたいです。いずれにしても、この様な表示の仕組みは、複雑すぎて消費者には伝わっていない、理解しきれないなと感じます。それが質問です。

もう一つ、資料1の7ページです。栄養強化目的の添加物の件で、今森田さんの資料のご説明にもありましたけれども、こちらで日本の基準は一部の食品を除く表示免除というふうになっておりますけれども、2019年度の食品添加物の表示検討会におきましては、原則全ての加工食品に栄養強化目的で使用した食品添加物を表示させる方向で検討することが適当であると整理されたかと思えます。ただし、実態調査をして最終的に結論を出すということとなりました。この件に関して、現在調査がどのようになっているかという方向性と、その調査結果等が本懇談会で報告がされるのかどうかというところをお聞きしたいと思います。以上です。

○加藤座長代理 以上2点。消費者庁お願い致します。

○京増食品表示調査官 本日お配りしている冊子、「ハンディ版 第5版 食品表示基準」の125ページ開いていただいでよろしいでしょうか。

○清水食品表示企画課長 傍聴の方は、お手元がないかもしれませんが、会場には「ハ  
ンディ版 第 5 版 食品表示基準」という冊子が配られておりまして、そちらの 125 ペー  
ジになります。

○京増食品表示調査官 125 ページの下にチルド餃子類の規定があり、チルド温度帯におい  
て冷蔵することとありますので、冷蔵のうち、チルド温度帯という風に決められております。  
冷蔵の一種ではありますが、チルド餃子類は冷蔵の中でも低めのチルドの温度帯で常に  
冷蔵されているものということになります。

○清水食品表示企画課長 冷蔵は確か 10℃以下ということになっておりますが、チルドに  
なると、品目にもよりますが 10℃より低い温度帯になると認識しております。

もう 1 つ、栄養強化目的で使用した食品添加物の表示に関して、実態調査がどうなっ  
ているかというご質問については、今年度調査を実施しており、現在、結果の取りまとめをさ  
せていただいているところです。次回の食品表示懇談会、この場において調査結果について  
ご報告をさせていただければと考えております。

○廣田委員 分かりました。ありがとうございます。

○北口委員 すみません、あと 1 個。

○加藤座長代理 どうぞ。

○北口委員 個別品目ごとの表示ルールの運用についてお伺いします。弊社で品質管理業  
務に携わるなかで、当社製品が、冷凍食品なのか、チルド製品なのかによって表示の内容が  
変わることがわかり、保健所の方にどちらにあたるのかご相談に伺いにいく機会がありま  
した。

そこで 2 つご質問があつて、食品衛生法関係の業務を行う保健所がこれを判断するとい  
うこと自体、管轄上、どういう権限・規定でそうになっているかを理解しておらず、消費者庁  
管轄の業務を保健所がなさることを少し不思議に思いました。

もう 1 つは、都道府県の組織である保健所が個別でこういう判断をし、民間からの申し  
出に基づいて判断すると、おそらく判断がぶれるのではないかと思いました。この辺の全国  
的な統一性というところがどのように担保されているかについて関心があり、今、運用がど  
のようになっているかというところを簡単に結構ですので、教えていただければと思いま  
す。

○清水食品表示企画課長 食品表示法に関する運用規定については、「食品表示法第 15 条

の規定による権限の委任等に関する政令」というものがございます。

今委員のお手元にあるハンディ版第5版食品表示基準によれば、349ページにおいて、食品表示法に基づき、例えば農林水産大臣の権限のうち一部は地方農政局長に委任するなどといった規定があり、今お話しがあったような内容につきましては、都道府県知事や政令指定都市の長に委任するというのがこの政令の中で決まっております。

具体的には確か第6条辺りだったかと思いますが、消費者庁長官に委任された権限は基本的に都道府県の長が処理するということになっております。食品表示法の運用に関しましては、自治事務ということで、地方分権の考え方で整備されておまして、本来国がやるべきことを自治体にやってもらうということではなく、国と地方が対等な立場で取り組むべきとされておりますので、消費者庁が都道府県や政令指定都市に指示するような権限はなく、対等な立場でやっていくものというように法令上は整備されております。

○坊衛生調査官 今課長から、自治事務というお話ありましたけど、旧の食品衛生法由来の表示部分については保健所に委任されておりますが、そちらについては法定受託事務という形になっております。また、冷凍食品に当たるか否かは保健所が判断しているということでしたが、この判断は食品衛生法上の規格基準と密接に関係しておりますので、保健所で判断されております。我々の調理冷凍食品の規定につきましては、あくまで食品衛生法上の冷凍食品に該当する上で、食品表示基準別表第3の定義に合致するものを調理冷凍食品と整理しておりますので、まず冷凍食品に当てはまるのか当てはまらないのかについて、保健所で判断していただいているという形になります。

○北口委員 ありがとうございます。

○脊黒委員 日添協の脊黒と申します。1つ確認をさせていただきたいのと、1つ質問というか確認になるのかもしれませんが、2つお願い致します。

まず1点目は資料1の3ページに、コーデックスの規格やガイドラインが載っていますが、私の理解では規格もガイドラインも実施規範も同じレベルという認識なのですが、その認識でよろしいでしょうかという確認です。

それと、もう一つは冷凍か惣菜かといった判断は、直前のやりとりで保健所という話もありましたが、チルドに関しては、チルド温度帯で保存するという記載しか食品表示法にはなくて、温度が明確にはなっていないのですが、これも保健所の判断という形でよろしいでしょうか。この2点をお願いします。

○清水食品表示企画課長 規格と実施規範とガイドラインが同じ効力のものというご質問でよろしいでしょうか。

○脊黒委員 要するにガイドラインが規格より下だとかそういう認識ではなくて、同等だという認識でよろしいですか。

○清水食品表示企画課長 効力という意味ではそうだと思います。

○脊黒委員 分かりました。私もそういう認識です。

○坊衛生調査官 チルド温度帯ですが、チルド温度帯というのはもともとの旧の JAS 法の規格ですので、保健所が判断しているわけではなく、この定義によって判断されております。ただの冷蔵と違うのは、チルド温度帯というのは基本的にはチルド温度帯で全ての過程、製造から流通においてその温度帯で管理されているものという形になっており、昔は、ある意味普通に流通しているものよりもかなり上等なものであるという趣旨でこの規格自体ができています。明確に温度自体は定義されておきませんが、昔からその温度帯で管理されているものをチルドと定義しており、チルド餃子というものの規格があったということです。

○脊黒委員 そうすると、仮に将来的にこの議論をする場合に、チルド温度帯と言う時には、目安ですが、+5~-5でということに宜しいでしょうか。

○坊衛生調査官 そうですね。品目にもよるのですが、現状、チルド温度帯で流通されていることを踏まえると大きく異なっておらず、その範囲も含まれるかと思います。

○脊黒委員 分かりました。ありがとうございます。

○加藤座長代理 ほか、いかがでしょうか。

○間處委員 よろしいでしょうか。

○加藤座長代理 はい、どうぞ。

○間處委員 今、各委員からお話があった中で、個別の表示や先程のチルドの温度帯もそうですが、一般の消費者の方がどこまでそれを認識して、得た情報を自分にとって有効であると思われているのかということと、小さな企業様が自分たちが作った商品がチルドに該当するのか冷蔵に該当にするのか、今も明確な数字がなかったように判断に迷われて、かなり労力をかけて表示を作られているとなると、見直した方が良いですよというのが総論になると思うのですが、過去もそういうお話が合ったというのが森田委員の方からありまし

たけども、どういうステップ、スケジュール感でこれを見直していこうと思われているのかというのが分からなかったので、そのところを1点教えていただきたいです。

○清水食品表示企画課長 どういうスケジュール感で見直していくべきかという所も、この懇談会で議論していただきたいと考えております。

○間處委員 過去のお話を聞いていると、「検討します」という回答をずっと繰り返してきた話が多分にあったと思うのですが、そこを決めないと、「また変えたほうが良いよね」という総論の中で、検討・調査を繰り返します、というので終わってしまうのではないかということに危惧いたしましたので、その辺を直していこうという感覚、レベル感がどうなのかなというところを教えていただきたいです。

○加藤座長代理 前回の懇談会の時に、今回の懇談会においては骨太の方向でちゃんと話をしましょうと、方針をしっかりと、少なくとも年度内には固めましょうということが、皆さまのお話の中で出ていたかと思います。

方針を固めた後、実際具体的にどれくらいの年月をかけながら決めていくのかということについては、まさに今清水課長がおっしゃったように、この会で決めていくという話になると思います。ただ、やり取りの中で、変えるにしてもしっかりと一定の時間をかけて、消費者の方々、企業の方々が対応できる十分な時間をとりながら、方向性を決めて、シフトしていくための時間をとってやっていくということが、前回あったかと思っておりますので、まずは方向性として、変えるということを固めた後、どれくらいの時間をかけて、どういう段取りで決めていくのかということはこの会で話をするということになると私は理解をしております。

今の話と関連して私も1つ消費者庁様に確認したいなと思う点が1点あります。森田委員の話の中で、現行制度の普及啓発が急務であるという言葉をおっしゃっており、まさに私もそうだと思います。それは今ご発言いただいたとおり、消費者に対する普及啓発も事業者に対する普及啓発も同様に必要なものだと思っております。

どこかの機関がビジネスベースなのか行政ベースなのかは分かりませんが、そういったことをやっているのではないかと素人ながらに思っていたのですが、今の森田委員の説明によると、今やっていないから必要だということなのか、やっているが足りないからこうすべきだということなのか、現状の状況というものを教えて頂いてよろしいでしょうか。

○森田委員 ありがとうございます。事業者の啓発につきましては、消費者の啓発よりもっと先に進められてきました。例えば原料原産表示とか食品表示法の栄養成分表示は事業者の方に取り組んでいただくのに、一定程度普及啓発の時間がかかります。食品表示法の時は5年の経過措置期間がありましたし、原料原産地の時は4年半だったかと思いますが、やはりやっていただく事業者の方がきちんとそれを踏まえて行政で啓発が勧められてきま

した。

○加藤座長代理 誰が主体的にそれを普及しているのでしょうか。

○森田委員 普及啓発に関しては、国と、先程の保健所の方や地方自治体の方が一生懸命管内の方々に協力してやってきていただいているところです。一方で消費者が置いてきぼりというのは、消費者に関しては必ずやらなくてはいけないということでもないので、普及啓発に関しては、皆さんまちまちです。消費生活センターや保健所がやろうというところもありますし、東京都は毎年やっていただいていますけれども、やっていない自治体もたくさんあります。消費者庁は啓発物を作っておられ、原料原産地などはきちんと啓発物がありますが、啓発物を作っているからといって消費者の方に届いているかということ、それは消費者意向調査を見ていただくと分かると思います。消費者意向調査を毎年せっかくやっていますので、普及してない、普及啓発が足りていないという現状が見えてくると思います。

私が申し上げているのは、事業者の方には県や保健所が普及啓発して頂いているものの、消費者の方が置いてきぼりで、せっかくの表示が活用されていないということです。消費者庁は普及啓発も確かに一定程度やって頂いているのですが、それぞれ消費者庁直属の地方自治体の方々がいらっしゃるわけでもないので、なかなか普及が統一的に進んでいないということなのかなと思います。

○加藤座長代理 分かりました。ありがとうございます。制度をどう変えるのかということと、制度をどう普及させるのかということが、おそらく今後の会合の中での議題になってくることだと思いますので、引き続きということ考えさせていただき、ご理解いただきたいと思えます。

それでは、ご説明に対しての質疑応答は一旦終了したと考えさせていただきます。今後のこと等も含めて今後の進め方と、本日の会の整理をさせていただきます。本懇談会では、今後の食品表示が目指していく方向性について、中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論することとなっております。先程議論いただいた通りです。

これまでの説明等を踏まえると、制度の大枠として2点論点があると考えております。1点目は、日本の食品表示制度と海外の食品表示制度との整合性。もちろん、まずは大枠の議論ということですので、個別の表示項目をどうしていくのかといった議論ではなく、制度全体として合わせていくべきかどうか、例えば、現在、消費者にとっての見やすさを優先する観点から海外の食品表示制度と異なっている部分について、今後のデジタルツールの活用によりどのようにしていくのかなどが論点になります。消費者の件については先程森田委員にご説明いただいたとおりです。2点目が、個別品目ルールの取扱いについてです。こちらも個別品目ごとにどのようにしていくのかということではなく、今後、個別品目ルールを「合理的でシンプルかつ分かりやすい」食品表示制度を目指すという観点からどのように

していくのが論点となると考えております。以上2点の論点、先程の質疑応答で、先生方がおっしゃったことをある程度踏まえて、ということになっているかと思えます。

本日この2点の論点につきまして、ご意見等、議論を進めていきたいと思えます。まずは1点目、日本の食品表示制度と海外の食品表示制度との整合性ということについて、議論を進めていきたいと考えております。この1点目の論点について、ご意見がある方は、挙手の上でお名前をおっしゃってからご発言願います。北口委員よろしく願います。

○北口委員 各国の表示との比較を行っている資料で、非常に分かりやすくなっておりませんが、皆さんご覧いただいているとおり、各国でハーモナイズが取れているとは到底言えない状況です。これはおそらく、将来に渡っても取ることはなかなか難しいだろうと、我々事業者側は考えております。

例えば、添加物の用途名ひとつにしても、各国で英語の用途名すら違っていて、ここよりさらに細かいレベルになると全く制度が揃っていないという状況ですので、どこに合わせるかということを選んで、それに完全に揃えていくこと自体が、検討がなかなか難しいということだろうと思えます。そう考えますと、我々日本国の表示を各国にハーモナイズするという作業にあたって、まずそもそも制度設計の考え方が違う部分はないのか、フィロソフィーが違う項目はないのか、という観点で一回俯瞰して見たほうが良いかなと思っています。例えば、原材料の一覧の表示の仕方であったり、複合原材料の表示の仕方であったり、添加物は用途名をどうするのか、アレルギー表示の仕方をどのようにするのかといったところなどです。再三アレルギーの話を上申しているのは、我々事業者側としましてはアレルギーが一番懸念される場所だからです。というのは、他の表示と異なり、アレルギー表示は実際に健康被害が起りうる。一方で、日本の表示の仕方ですと、事業者側の管理レベルは、表示を求められるアレルゲンだけに留まってしまいます。しかし、例えば我々はアメリカに輸出をしている会社ですけど、木の実と書かれると、原材料に含まれるどんな木の実であっても一回検討の俎上にあげ、管理の可否を検討しなければいけないということになります。例えば「ココナッツが、アレルギー表示をしなければならない木の実に当たるのか」という議論が真面目に社内で行われるという状況にあります。これを日本のメーカーに質問しますと、「日本では表示義務になっていないので分かりません」と言うご回答となり、商品を作っていない商社の方で管理レベル高めなければならない状況になります。海外との整合性を見た時、ビジネスの観点からいうとアレルゲン関係の問題は深刻ですので、再三言及していますが、アレルギーは明らかに表示の仕方、フィロソフィーが海外と違う項目です。

各国横で見た時、表示制度のフィロソフィーは合っているが、詳細は違うといった部分は、各国の文化・伝統などがあるので仕方のない所もあります。一方で、制度設計が一から考え方が違う部分というのは合わせていく前提にしておかないと、将来、事業者側で対応しようとしても、考え方の違いが大きすぎて管理の仕方が全く異なることがボトルネックになって物事が進まないというケースが必ず出てきますし、この会議が、大きな議論として、表示

の在り方全体について議論を進めていく段階だとすると、そういうレベル感で一旦見るべきではないかというのが私の意見でございます。

○加藤座長代理 ありがとうございます。1点確認させていただきたいのですが、ビジネスの観点からとした時に、対象とするマーケットを国内マーケットと考えるのか、グローバルマーケットとして考えるのかということで、ビジネスの観点は大きく違ってくると思っております。フィロソフィーということで考えた時に、日本の国内マーケットの方に対するフィロソフィーで考える表示と、グローバルマーケットを対象にした時に、グローバルな消費者に対するそれぞれのフィロソフィーに合わせた表示にしなければいけないという風に考えなければならぬので、入口の議論が2つに分かれてくると思いますが、北口委員の意見はどのような立場に立っていると考えると良いのでしょうか。

○北口委員 これは弊社が海外に日本食品を輸出している会社だからだと思いますが、表示制度を海外にあわせるというのは、いかにグローバルマーケットに適応していくかという観点で申しています。一方、完全に海外の規制に合わせてくれというのは、商社の都合であって、国内の全てのメーカーがそのように対応すべきとは考えておりません。ですから、そもそも考え方が違う所だけを合わせてもらえば、と申し上げています。

我々はアメリカにもヨーロッパにもアジアにも輸出する会社ですから、食品の情報を集めるときは、基本的には最小公倍数的な考え方をとります。要はそれぞれ違う規制になっている対象国に対して、一通り全ての情報を集めなければいけない。輸出をしている我々自身がどういう項目が必要なのかということ把握し、その項目を管理してください、管理していますか、できている場合は情報をください、できていない場合は情報をとってください、というお願いをメーカーさんにしています。したがって、最小公倍数的な管理を各メーカーさんにさせていただくべきだとは、我々思っておらず、やっていただければ嬉しいですが、それは現実的ではないと思っており、やはり日本国内市場向けの流通をベースにして必要な情報を管理していただき、海外向けに足りない場合は我々の要請に基づいて情報収集していただくということが原則だと思います。ただ、全くフィロソフィーの違うもので即座に情報収集できないものはあり、まさにアレルギーがその最たるものになります。他の国のメーカーは、まず「木の実」として様々なナッツ類等も管理が必要なものとして見っていますが、日本国内だと、クルミ、アーモンド、カシューナッツなど表示が必要なものとして明示されているものしか見ていらっやらないというのはやはり大きな違いです。消費者庁の検討会においてもアレルギーについては医師の方を含めて議論されているということで、消費者庁から前回ご説明があったところですが、そもそも前提となる表示制度の考え方の違いというのはすごく大きいので再三申し上げているという次第でございます。

○加藤座長代理 もう1点確認ですが、今の北口委員の立場はメーカーの立場ではなくて、

生産されているものをグローバルに展開させる時に、追加的にメーカーに情報を出すよう要求する立場で、揃ってない情報を追加的に要求しなくてはいけない、ということをおっしゃっているのでしょうか。

○北口委員 そうですね。我々としてはメーカーで作っていただいたものを輸出する立場です。これは我々のビジネスだけではなく、日本の食品産業全体の発展の在り方として、日本国内メーカーがこれから海外に出ていかないとビジネスが成り立たなくなるのだとすると、表示の考え方は海外に合わせておかないとそもそも成り立たないということになります。海外に出なくても良いとおっしゃるメーカーさん、地方のすごくこだわったメーカーさんのようなところを除くと、全国展開しているメーカーさんで、これから海外市場に出なくて良いというメーカーさんはそう多くないと思うので、これから日本の食品産業というものが海外を目指すのであれば、表示の考え方は合わせておかなければいけないと思います。

○加藤座長代理 分かりました。立ち位置がグローバル目線なのか、メーカー目線なのか、ディストリビューター目線なのかを確認したかったので、お話を伺わせていただきました。ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○間處委員 アレルゲンの問題でいうと、表示のルールがあるから「載せます」、「載せません」ではなくて、そもそも物を作っている所で、どのくらいのレベルまで管理するのかという所がベースになってくると思うので、日本のアレルゲンの患者の方のパーセンテージや、ここまで管理する必要があるというような議論で決めるべきではないかなと思います。

製造するときもアレルゲンの種類が増えれば増えるほど管理コストがかかりますので、それが日本のマーケットが大部分を占めるときに妥当なのかどうかというのは考えなければ、表示は海外がこうしているので、から議論を進めていくと、必要以上の管理が業者の方の負荷になる場合もありますし、本当は日本にもそういう患者さんがいらっしゃって、そのレベルまで引き上げないといけないものの、引き上げられてないという場合は、やはりそのレベルまで引き上げないといけないということになるので、アレルゲンは表示の観点から考えない方が良いのではないかと思います。

○北口委員 間處委員の意見と逆行するかもしれませんが、アレルゲンの表示についても議論してもいいのではないかと私は思っております。今、食品表示の議論は消費者に何を提供するかという観点からを議論していますが、実はその裏に事業者は何を管理してもらわなければならないかという議論があります。

メーカーとしては、本来、表示する以上に多くの情報を管理しなければなりません。しかしながら、今の表示の議論は、消費者に何をわかりやすく情報提供したいか、という観点から議論されており、メーカーは表示するものだけを管理すればよいと考える傾向がありま

す。第1回でも、表示は食品安全の議論と切り離せないと申し上げましたが、何を表示するかの議論は、まず事業者は何を管理しなければならないかという議論から行われるべきだと考えています。もちろん、業者が管理しているものを全て消費者に出せばいいというものでもありません。消費者が更に分かりにくくなってしまうからです。したがって、管理している情報の中で消費者が知りたい情報、項目を選んで、何をラベル表示として表示し、何をデジタルの情報として提供するか、そういった議論展開であるべきではないかと申し上げます。ですから、間處委員のおっしゃったことに逆行すると思うのですが、表示する内容よりもメーカーが管理しないといけない情報レベルは多くなる、精緻でなければいけない。食品産業の発展の観点からは、表示しないものは必要ないので管理しなくていいという議論になってしまうことは良くないと思います。

○加藤座長代理 はい、どうぞ。

○阿部委員 今の議論を聞いて、この懇談会では中長期的にこういったことをするのかを振り返った時に、先ほど森田委員の資料3の中に「食品表示法の基本理念は消費者の権利の尊重と自立の支援を基本とすること」という表現がございますが、これは議論する上で重要だと思います。今の議論もとても大切だと思いますが、色々な消費者の方がおられ、アレルギーを持っている消費者の方も色々なレベルの方がおられます。

私ども栄養士会としては、消費者の権利の尊重と自立を支援することを含め、ポピュレーション的には食品表示がどうあるべきかということと、アレルギーなど個人の体質的な問題としてどう対応するかということに分けて考えないといけないと思います。食品表示がどちらを優先するべきかということではなく、多くの消費者に表示を理解していただくために、先ほどのチルドか冷凍かというようなこともそうですが、まずどういった情報を消費者が迷わず示すことが必要だと思います。また、アレルギーの問題であれば、日本国内で何を表示すべきを最優先にして、その中で、アレルギーのある患者さんに関しては、個別的なケアが必要となりますので、情報を必要とした時に、先ほど北口委員がおっしゃったような情報がどこから取れるのかということが大切で、議論が先になるかもしれませんが、デジタル的に企業がきちんと発信するというところに繋げていくという両方向から考えることが必要と考えます。さきほど、森田委員もおっしゃったように表示がより複雑化になってしまい、本当に消費者のためになるものなのかどうかということが置き去りになってしまうのではないかと今の議論から感じましたので申し上げたいと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○北口委員 今のご意見を受けまして、大元のフィロソフィーの話なのですが、要は海外の規制はどのような方向に向かっているのかということと、まず、事業者は考えられるハザードを全て把握し、管理せよ、その上で消費者が必要な特定の項目を表示として情報提供せよとい

う順番で検討されています。一方、我々の議論は、消費者に何を提供するかを検討し、遡って、何を事業者で管理するかという議論の順になってしまっている。

したがって、買う側、消費者の関心から遡って、事業者が管理するものを決めるという日本の議論が、そもそも海外と考え方が違う、フィロソフィーが違うのだと申し上げており、そこから議論をしなければならないのではないかと、私は思っています。

○加藤座長代理 少し議論を整理します。食品表示は、その食品を購入するためにトレースを含んだ必要な情報を、最小限有効なものを表示するものだと思うのですが、先ほどの議論を聞いていて、メーカーにとっての製造者責任やトレーサビリティへの対応というのは、表示の問題とは別に、事業者の責任としてやらなくてはいけないものだと思っております。

きちんと情報を管理した上で、その全てを表示するのかもしれないのかという判断が、日本の食品表示制度はこのレベルでやっている。一方、海外の食品表示制度はこのレベルでやっていて、それがターゲットとするマーケットのことを考えた時に、海外の表示制度とどのくらい整合させていくのか、いかないのか、持っている情報は製造者責任として持っていて、その都度全ての情報を出すのかどうかという議論だと私は思ったのですが、違いますか。

○北口委員 製造者責任の範ちゅうだけではないです。食品表示で表示されているものにはいくつか理由があって、それは衛生の観点から表示しなくてはいけないもの、消費者の選択に資する観点、栄養成分やハラルのような宗教上の選択の理由など、も含まれます。したがって、表示して消費者に示すものは、製造者責任的には事故を起こすかどうかという話だけではないものが含まれています。

○加藤座長代理 そのようなことから、全ての情報を持っている中で何を表示するのかという選択をしていくのかと私は思ったところです。

○北口委員 今の日本では議論が逆になってしまっています。海外では事業者は情報を全部持て、そのうちこれは表示せよという観点です。日本では逆だと言い切ってしまうのか分からないのですが、表示は消費者がこういうものを知りたいがっている、したがってその該当項目を管理しましょうという風に遡った議論になってしまっています。

○大角委員 食品産業センターの大角です。今の議論について、いわゆるメーカーはそれぞれ消費者に商品を提供するに当たって、当然責任をもって情報を整理し、自ら消費者の方々のために安全安心な食品を提供しております。

こういった責務は当然あるわけで、そのために必要な情報や品質などの管理をしているということです。ただ、表示の規制となりますと、大手の企業、中小企業、国内向け、海外向け、こういったものを全てまとめて一つの表示の基準として考えていくときには、もちろん

ん、消費者の方々に分かりやすいという視点はあるわけですが、メーカーの立場で義務付けられる規制は、製造者として持つべき責任一般とはまた違う次元の話になってくると思っていますので、その辺は十分整理してご議論いただきたいと、私の立場からお願い申し上げます。

○脊黒委員 資料1の2ページにコーデックス委員会の説明があり、正に赤字の部分ですが、消費者の健康保護と公正な貿易の確保と二つあります。食品表示は貿易の確保に含まれており、それは消費者の、あるいは消費者だけでなく、製品に関わる人に適切な情報を渡して選択をしてもらうこと、これが表示の一番重要なポイントだと思います。もう一つは消費者の健康保護で、それが先ほどのアレルギーの話だと思うのですが、表示の中に含まれているため、主は後半の貿易の確保であるものの、消費者の健康保護を欠かしてはいけないアイテムだという点では両者は必要です。

ただ、順序からすると、消費者又は商品に関わる人へ正確な情報を伝えるという点を目指します。そして、その中に、消費者の健康保護のための情報も入っているという認識で整理をされたらよいのではないかと思います。そういった意味ではアレルギーも欠かしてはいけないが、アレルギーにプラスする形で全体的な話がやはり最初に必要なのではないかと思います。

○加藤座長代理 中澤委員どうぞ。

○中澤委員 ジェトロの中澤でございます。ジェトロは農林水産物・食品の輸出の支援をされており、相談窓口などをやっております。農林水産物・食品の輸出について年間1万件以上の相談を受けておりますが、半分以上が中小メーカーからの相談です。相談内容で多いのはラベルの表示、食品添加物でございます。

その中身を見ますと、やはり多いのは一括表示が海外の規制とかなり違うと、かん水や調味料だとか、中身がどうなっているのかというのは当然ですけれども、そもそも中小メーカーでは海外と日本の表示が違うということも知らないメーカーもいます。驚くことに、単に日本語の表示を英語又は現地の言語に訳せば良いと考えているメーカーもまだまだいます。実際、調味料というのは、そのメーカーとは異なるメーカーから入手していますので、「その調味料について教えてほしい」と依頼しても、「これは秘密だから教えられない」といったこともあり、輸出を取りやめるといふ中小メーカーも多いと聞いております。

一部では、大手などのやる気があるところは、海外の食品表示規制に合わせてやるというところがあるのですが、実態はそのような対応が困難な中小企業が多いと聞きました。要は、海外の規制に対応しようと思っても、かなり包装パッケージを変えなければならないことや、前回大角委員がおっしゃったとおり、色々なコストや体制を見直してやっていかないといけないという状況があります。

添加物も、海外で認められていないものを認められているものに直した場合、風味や味、色も変わってしまうというようなことがあり、そうすると国内の販売にも影響が出るのではないかという懸念を示し、輸出に取り組まないところがあるというのが実態だと思っています。輸出を進めるというのは、国内のマーケットが縮小していきますので当然海外に目を向け、海外のマーケットを取りに行くということで、中小零細の企業がこれから輸出に取り組んでいくものと思うので、その輸出を促進するという観点からすれば、国際基準に合わせていくことを進めるべきだと思いますが、一方で、コストがかかって輸出しても利益が出なかったという話になれば本末転倒になってしまいます。国内の事業者の実現可能性もよく見ながら進めていく必要があると思います。

○加藤座長代理 ありがとうございます。

○間處委員 すみません、よろしいでしょうか。私が申し上げたかったのは、先ほどもありましたように、表示の項目を海外とシームレスにするのはいいと思うのですが、表示の項目の中でもアレルギーだけは、やはり消費者の方の健康にもものすごく影響の大きい項目なので、表示の項目を揃えていくというような観点ではない観点で見なければならぬ項目になり、アレルギーについては別途アレルギーの患者様に対して有益な情報を載せるためにはどうしたらという観点で見直すべき項目ではないのでしょうか、ということをおっしゃったので、補足させていただきます。

○加藤座長代理 資料1の7ページ、8ページに表示事項の比較ということで記載されている中で、アレルギー以外のところについては同等の議論ができるが、アレルギーに関しては一緒に議論するのは危険ではないかというご指摘ですね。

○間處委員 はい、そうです。

○加藤座長代理 分かりました。どうぞ。

○村尾氏 全国スーパーマーケット協会の村尾と申します。色々と議論が出た中で、ジェトロの方も話しされていましたが、逆に我々は名前のお通り、国内のスーパーマーケットに対しての活動をしている中で申し上げますと、今、間處委員がおっしゃったように、安全性というところと、利便性と大きく分けた中で、どういった食品表示としていくのか。先ほどおっしゃったアレルギーは人間の構造の違いで、国によって違うところがあります。添加物にしても保存性の問題であったり、これが日本人にとって安全であるかどうかというところで実際決まっているものであり、海外も色々な決まりの中で、結果的に違っているということだと思っています。トレーサビリティの問題も安全性に含まれるのかなと思います。

一方、利便性という意味ではその使い方であったり、分かりやすさであったり、そういった観点から表示しており、それを端的にどこまで日本の表示としてやっていけるのかなど。実際には表示というものは存在していて、その評価というものも非常に必要なのかなと思いますし、先ほどおっしゃった中で、今決まっている原材料の原産地表示の「又は」の表示がいいのかとか。安全性というか取扱いという意味で非常に重要な賞味期限や消費期限が、適正なものになっているのか。また、あるべき保存方法での消費期限であったり賞味期限であったりというものが消費者の中でちゃんと理解していただけているのか。今あるもののベースの評価の上に新しい色々なものの積み上げがされるのが国内的な話で、それが今回色々と海外と比較がされていて、後はそれが合理的なものであればそれでいいだろうし、日本独自のものという判断であればそれはそれで残さざるを得ないのかなという判断もあり得るのかなと。

ただ、進め方は安全性と利便性の中で、栄養表示についても、今はある栄養表示のマストとされる部分が、例えば健康的な話でいうと、炭水化物という表示になっているものも、極度な糖質ダイエットなどがあったりした中で、食物繊維と糖質を分けたほうがいいのか、健康長寿の話になった時にナトリウムの摂取のところで食塩相当量という表示がなされていますが、ではカリウムという表現は長寿ということを考えたときに、ナトリウム、カリウムの比率を大事にされる、これは専門家の方の色々な議論になると思うのですけれども、そういったカリウムの表示は必要ではないかとか、そんなことも含めて議論して頂ければと思います。

○北口委員 すみません。私はアレルゲンはきちんと議論した方がいいという意見です。なぜそのように申し上げるかという、海外の表示対象のアレルゲンを穀物にカッコを付けて規定したりするのはアレルギーの原因物質をクラスタリングをしているだけです。アレルゲンのリストを構造化しているだけです。穀物の中で、これが関心事項だ、というものは細かいところで各国で異なっています。EUとアメリカでも異なっています。日本のアレルギー物質のリストはそもそも、クラスタリング、構造化がされていないので、一度クラスタリングをすべきではないかと思っています。

アレルギー物質をクラスタリングした上で、表示対象はカシューナッツだけで良いとか、ピスタチオは不要であるということを再議論すればいいのです。ここがまさにフィロソフィーと申し上げたところで、要は、基本的に海外の規制は構造化するところから始められており、その中から各論の議論を進めるという形で議論されています。個別品目の表示ルールもそうですが、日本は色々なものがバラバラと、業者がこういったからあれやろうこれやろう、最近このアレルギーが多いから、という行き当たりばったりな議論になっています。アレルギーも正にそういう議論の仕方になってしまっているので、フィロソフィーとして、まずは「穀物なんだ」、「甲殻類なんだ」、「魚なんだ」、と構造化をされて、その中で個別品目として何を表示するのかという議論のなかで、各国で表示対象になっているのか、コーデッ

クスで表示対象になっているのか、というのを議論するという形に変えなければならないのではないかと申し上げます。コンサルタント的なものの考え方ですが、議論を抜け漏れなくするときは構造化を必ずします。そこがされていないのが今の食品表示制度の現状だと思っている、というのが申し上げたかったところです。

○森田委員 よろしいですか。今のご意見に対して。

○加藤座長代理 どうぞ。

○森田委員 私はコーデックスの連絡協議会に出ているのですが、アレルギーの話はまさに今出ており、5月のコーデックス食品表示部会の会議で見直しが進んでいます。アレルギー表示については類別ではなくて木の実類は全部分けていきましょう、というステップで進んでいます。そういったことを踏まえた上で、アレルギーに関しては消費者庁の専門家部会の方がそこはきちんとしてご検討されてきた。日本の個別にやってきた表示、20年ずっと類別でやっていたのが、今まさに変わろうとしているわけです。そういったアレルギーの見直しがあるのですが、同時に、可能性表示についても議論しており、この点は日本は随分コーデックスと違います。そういったことも専門家部会ではご検討されています。

今、私が専門家部会を拝見していると思うことは、今まではアレルギーの患者会の方が委員に入っておられました。厚労省時代は入っておられて、今は入っておられないので、そちらの部会はとても専門的な分析や公定法の話になっているのですが、そちらは入れて頂いたほうがいいのではないかと常々思っています。アレルギー表示に関してはそのような経緯があるので、海外の動向を踏まえつつ日本もやっていかないといけないのかなと思います。

それから食品表示の元々の考え方というのは、安全性が一番大事というのが日本の表示の中であり、先ほどの公正な競争の食品の貿易の確保という点では、それに関しては品質ですと選択というところで品質がありますし、栄養は栄養で分けていて保健事項というのがあります。その3つのなかで食品表示基準が構成されていて、今の状況があります。その考え方はコーデックスとかなり似ていますし、コーデックスの場合は色々な食品偽装がヨーロッパではあるので、そういった中で、個別のもの、はちみつであれば、例えば昔なら水で薄めたものがあるので、そういった規格があるという整理です。日本の表示も、今日お話があったように、概ねコーデックスの考え方、これをフィロソフィーと言っているのか分かりませんが、概ね大体合っていますが、細かい所を見ていくとやはり色々な違いがあるということですので、これから細かい所を見ていくということだと思います。

その上で、私は今日のご説明の中では一般規格との比較だけでしたが、もしガイドラインも入れていくのであれば、第1回目はFOPNLの容器包装の前面栄養表示がありましたし、デジタル表示のように検討途中のガイドラインの説明もありました。今までのものを見ていくと、他にも強調表示に関する一般規格や栄養及び健康強調表示の使用に関するガイド

ラインなど、いくつかのガイドラインがあります。今後のスコープとしてどこまでやるのか、今日は一般規格だけでしたけれども、もし全部他のガイドラインも同じく見ていくのであれば、そこまで含めて議論をするのか。それとも私たちの懇談会ではまずは一般規格からにするのか、ということも含めて議論をしたほうがいいのではないかと思います。私はまずは一般規格から見ていき、ガイドラインなどは他の栄養表示などにぶら下がっているし、アレルギーは専門部会で検討されているので、まずは一般規格から見ていくという整理の仕方はどうかと思います。

○加藤座長代理 まず、今は大枠の議論をしています。中長期的な羅針盤となるような制度の大枠を議論する場として今は皆さんに議論して頂いております。1点目としてお話をさせて頂いたことは、日本の食品表示制度と海外の食品表示制度との整合性に関してどう考えていくのかということで、ご議論いただきました。今お聞きしている限りでいうと、その他のものとアレルゲンは分けて考えたほうがいいのではないかと、というのがご提示いただいた内容かと思えます。

アレルギーについてはこの後消費者庁から見解を頂ければと思いますが、アレルゲンを除いたところに関しては、皆さんからビジネススペースの話ですとか、中小零細企業さんが中々ついていけないというような話がありましたが、日本の食品表示制度と海外の食品表示制度で、健康にかかわるアレルゲンを除いた部分についてはある程度整合をもっていくという方向性でという話についてはあまり異論が出ていないという気がしているのですが、そこについてはいかがでしょうか。少しアレルゲンにフォーカスが当たって細かくなってしまっているのを確認させてください。

○大角委員 今、加藤座長代理がおっしゃった基本的な方向性について、私ども食品産業センターとしてもそのように議論を進めていくことに異を唱えるということはありません。

ただ前回も申し上げましたとおり、どうしても、こういった変更には色々な包材の切り替えなりシステムの変更等、中小企業を含め大きな負担が有り得るものでございますので、そういった制度の大きな見直しに当たっては十分な周知期間をとり、かつ一括して行うということを是非お願いしたいということを改めて申し上げさせていただきたいと思えます。

○加藤座長代理 どうぞ。

○廣田委員 全国消団連の廣田です。今の座長代理の方向性に賛成です。ここまで色々な先生方のご意見をお伺いして、それぞれ色々な立場や事情がある中で、食品が安全に消費者に提供されるために、法的に規制されるべきことも当然あることが前提で、この場ではあくまで、分かりやすく、シンプルで見やすい、消費者が理解しやすい、表示を追求していくべきだと考えます。アレルギー表示もそうですが、日本の表示制度が諸外国よりも優れていると

ころもたくさんありますし、逆に諸外国に比べると情報量が少ないという実態もある中で、我が国の食文化や食習慣等も踏まえると、一概に整合性を目的として突き進むということが適当でない場合もあるかもしれないと考えます。

大切なのは、毎年行われている食品表示に関する消費者意向調査の結果を活かした見直しがされるべきであることと考えます。そして、森田委員のご報告にもありましたように、まずは現行の表示制度を消費者と事業者が正しく理解することも重要だと思います。更なる学びの機会も必要ですし、諸外国との整合や品目のルールなどについて、今後もし、前向きに見直しが行われましても、それで表示がより複雑化することになっては消費者には理解できない、ついていけないということが実態としてあると思いますので、ここは重要な視点だということを踏まえた上での検討がなされるべきだと思います。以上です。

○加藤座長代理 どうぞ。

○伊藤委員 皆様それぞれの業界団体等を代表しておられるのでご自身のビジネスが頭にちらつくと思うのですけれども、今回は表示の制度の議論ですので、ちょっと大きなところから見ていきたいと思うのですが、これからどのように変えるにしても決して忘れてはいけないという点があるのではないかと思います。

まず、森田先生がこの制度は消費者に全然浸透していない、というお話をなさいましたが、2023年度目線で見ると、日本の食品表示制度が消費者のほうを見てきたかどうか疑問です。事務局の説明によると、食品表示制度はリフォームと立て直しを繰り返してきているようなものだと思います。説明資料7ページで、日本とコーデックスより右の2つを見ると、日本とコーデックスより右の国々では発想が全く逆だと思いました。コーデックスを参考にしている国々はどこを見ているかというところ、消費者を見ている。消費者に対して情報を隠さない、オープンにするというところからこの制度を作っていると思います。

一方で左側、こちらもちろん文言上は消費者のためと言っていますが、2023年目線で原材料一覧の①表示義務、添加物と明確に区分して重量別に表示、つまり原材料と添加物を分けます。そのため、消費者は原材料と添加物のどっちが多いのかというのを冷静に判断できない状況になっています。また、添加物14種類、それらは結構みんな一括名だけでも表示してオッケーなんですね。用途別8種類でいいんだ。まあEUは24種類、アメリカ5種類ですけれども、中国も22種類なんだ。栄養強化目的の添加物は、今議論が進んでいるということですが、他の国が全て添加物はオープンにしているのに、日本は表示が免除されている。もちろんそれはそれぞれの時期において正当性と合理性があって現在この判断になっているのですが、2023年現在、SNSでメーカーの不祥事があればすぐに炎上します。そして消費者は知りたい権利を強くもっていて、隠されていることに対してすごく不満を感じる、そういう今の2023年にこの比較表を見ただけでも、日本の消費者は炎上しそうな気がします。これから制度を議論する時には、色んな業界の事情や、それぞれの負担や不

満はあると思いますが、今回の懇談会をきっかけに 100%消費者の方を向いた表示制度に切り替えるというような発想を持って、細かな議論にも望んでいただけたらいいのではないかと、皆さんの議論を聞いて思っていました。

○加藤座長代理 一点確認です。今おっしゃっている消費者は日本の消費者ですか、グローバルな消費者ですか。

○伊藤委員 日本の消費者とグローバルな消費者ってそんなに違いますか。

○加藤座長代理 それを確認したかっただけです。

○伊藤委員 はい。

○島崎委員 JAS 協会島崎と申します。グローバルな方に合わせるといのは私も賛成をしています。合わせられるものは合わせていこうというは十分理解しているのですけれども、先ほどから廣田委員も言われておりましたとおり、やはり食品表示は基本的に日本の消費者のためにあるものだと思っていて、食品表示基準も基本は日本の消費者のためにあるものなので、どうすれば分かりやすいのか色々議論されていますし、これからも議論すべきものと考えています。

特に今まで添加物にしても他の議論にしても、やはりそれぞれ、コーデックスや海外はどうなっているのかという議論は必ずされています。その上で、消費者の方が良いと言われるルールにしたものもたくさんあるので、一括で全部合わせるのがいいというわけでもないと考えています。

今は表示面積のこともよく言われますが、デジタルの取り入れ方というものも議論されておりますので、その部分で合わせられる、あるいはその部分でより消費者に情報が開示できる、今まで消費者に開示できなかったものも、そういったものを取り入れて開示できるということもあり得るのではないかという意味では、デジタルも含めた議論も展開していくのだろうなと考えています。以上です。

○加藤座長代理 どうぞ。

○北口委員 アレルゲンが日本の制度が優れているという議論を、今ここに出ているように感じますが、決して優れていると思っておりません。業界の視点としてではなく、海外は、消費者が気にしているものは、かなり原理主義的に消費者に提供しなければならないということになっています。先ほど森田委員からもコーデックスの話では個別のものも全部見ていこうという話になっているというお話がありましたが、これは消費者には全て出さな

いといけないという基本原則が、コーデックスを含む海外規制の考え方の根底にあって、したがって、アレルギーについても、とにかく原理主義的にやるべきだとなっています。

全てを原理主義的に消費者に情報提供すること自体が、日本の消費者にとって分かりやすいかという観点でいうと私も疑問に思いますが、決してこれはどっちが優れているという話ではなくて、そもそもフィロソフィー、考え方の違っていると、先ほどから申し上げているとおりです。ただし、海外がどんな些細なものも消費者に情報提供するのだと考えている以上は、海外はその様に動いていき、日本はそうではない状態に置いて行かれるという状態になると思います。

そもそも個別の品目のブラジルナッツが含まれていることを消費者に伝える前に、まず「木の実ですよ、木の実が入っていますよ」というアラートをした方が消費者にとって親切なのではないか、木の実ときいて「大丈夫か？」と思うくらい感覚で消費者が把握できた方が親切なのではないか、そういう観点がそもそもあるなど、海外の関係者と話をしていると思うので、どちらが「優れている」、「優れていない」という話ではなくて、「考え方、制度設計の違いです」というのをもう一度申し上げておきたいと思います。

もう一つ、先ほど森田委員からあったご発言で、一般規格から始めたらどうでしょうとあったと思います。これは「GSLPFに書かれている項目をまずはいったん整合性をチェックして、そこから議論を始めてはどうか。」というご提案だと思っていて、私はそれで良いと思っています。

したがって、加藤座長代理がおっしゃった、「まず国際整合性を取る」という議論について、作業手順として森田委員がおっしゃった、「一般規格から見たらどうか。」という形で進めるのは良いのではないかなと思いますので、その点申し上げておきます。

○加藤座長代理 分かりました。消費者庁から何かありますか。

○清水食品表示企画課長 私からアレルギーについて少しお話しますと、アレルギーの表示に関しましては、平成13年、当時食品衛生法で制度が始まって、基本的に運用が積み重ねられています。消費者庁に移ってから、臨床医の先生や、分子生物学の先生、専門家の方からなるアドバイザー会議というものをやらせて頂いており、そこで専門家の方々が3年に1回行っております全国実態調査ということで、全国のアレルギーの専門家の方から報告して頂いた症例に基づいて、我が国の中では症例の重篤度や症例数を見ながら、どういった形で表示をしていくべきかを議論しているところです。交差抗原性の話など、様々な観点からご審議頂いております。公開で開催しており、実は来月このアドバイザー会議を開催させていただこうと思っております。本日、北口委員がおっしゃったお話、「設計思想そのものが違うのではないかと」、「設計思想から検討すべきではないか」というご指摘はアドバイザー会議において、本日こういった議論があったことを報告させていただきたいと思っています。

ただ、やはりアレルギーの話はかなり専門的ですし、また、これまで患者さん方がずっと活用されてきているということ、あるいは、製造の現場での運用など非常に多岐に渡り、かつ、生命健康にかかわる内容になりますので、制度を変えるという話になる場合は相当慎重に議論させていただければと思っております。本日頂いた意見についてはアドバイザー会議で報告し、審議に活用していきたいと思っております。

○加藤座長代理 ありがとうございます。

○脊黒委員 GSLPF、要するに表示の一般規格から始めるということに関しては賛成します。ただ、その中に添加物の表示も含まれていますが、実は添加物の表示を全部用途名併記にすればいいというだけの結論では、添加物法規自身に齟齬が生じます。添加物は添加物の一般規格というものが出来上がっていますので、そこで中身をきちんと精査して、日本と違うところも多々あるので、そのまま用途名併記して混乱するかしらないか、これは実は4年前の添加物表示制度の見直しの時には、単純に用途名表記をせよという形にしてしまうと市場が混乱するという結論にもなっておりますので、添加物については別途添加物の一般規格で議論をしていただく必要があると思えます。

来年の4月から添加物の専門家が消費者庁にも多く移管されると聞いておりますので、それ以降にお願いをしたいと思えます。以上です。

○加藤座長代理 活発なご議論ありがとうございます。12時を少し過ぎてしまったということもありまして、時間的にこれで本日の議論は閉会です。

先ほど申し上げたように2点の論点に関してご議論したいと申し上げさせていただきましたけれども、1点目の、海外の食品表示制度と国内の食品表示制度についてのご議論の中で、消費者の目線であれ、事業者の目線、中小零細事業者、貿易の目線、色々な観点から検討すべきことがあるというご意見を頂戴できたと思えます。それらを踏まえながら、原材料、添加物、アレルギーなどの健康に関する問題、色々な各領域事項等をどのようにしていくのかについては、年度内は大枠の羅針盤的な議論ですので、来年度以降の議論になろうかと考えています。

ただ、大きな方向性として、まったく独自性の形で日本は海外、コーデックスとは違うものでやっていくということではなく、ある程度揃えられるところは揃えていく、いくつかおっしゃって頂いたように時間をしっかりかけてやっていくことや、特異性について目配りをする、消費者の意識をきちんと目配りするといったことを何度も考えながら、ということになるかと思えますが、合わせられるところについては諸外国の制度に合わせていくというような方向性は皆さんご議論いただいたと思えます。

今日もう少し出るかと思っておりましたが、デジタルツールの活用ということについて、広くお話をされておりますけれども、それについても今後の議論になろうかと思えます。デジ

タルツールの活用についても合わせて検討していくということにしていきたいと考えております。

その他、事務局の方と話をしている内容として、来年度以降のことになるかと思いますが、今後の議論によって容器包装上の義務表示事項の整理が必要となる場合は、各改正事項の施行時期を極力合わせるなど、実施時期の予見可能性を高めるための方策も含めて議論を進めるべきとの意見を頂いておりますので、それも考えていくことといたします。

最初に申し上げた 2 点の論点のもう一点、個別品目ルールの取扱いについて、とても重要な問題だと思っておりますが、時間が来てしまいましたので、個別品目の取扱いルールについては次回、3 回目で議論したいと思っております。それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日は日本の食品表示制度と海外の食品表示制度との整合性と、個別品目ルールの取扱いを消費者庁から説明をいただきました。議論としては、日本の食品表示制度と海外の食品表示制度との整合性ということについての議論を活発に行っていただき、制度の大枠について今後の見直しの方向性について、一定の方向性は得られたのではないかと思います。先ほども申し上げましたとおり、個別品目ルールの取扱いについては、時間切れになってしまいましたので、そちらの議論は次回行いたいと思っております。それでは次回以降の進め方について、消費者庁から説明をよろしくお願い致します。

○清水食品表示企画課長 次回につきましては、座長代理から説明がありましたとおり、本日議論できなかった個別品目ルールの取扱いについての議論を行っていただきたいと考えております。

また、第 1 回懇談会での「食品表示をめぐる事情」での説明の際に、少し触れましたし、本日ご意見いただいた、栄養強化目的で使用した添加物の表示についての事業者への影響等に関する調査の結果が報告できる状況になっておりますので、報告させていただく予定であります。

○加藤座長代理 ありがとうございます。最後に事務局から事務連絡をお願いします。

○事務局 最後に事務局から事務連絡をさせていただきます。皆様本日はどうもありがとうございました。第 3 回の開催ですが、年明け 1 月 30 日火曜日 14 時 30 分から 16 時 30 分で場所は今回と同じ新宿 NS ビルでの開催を予定しております。第 4 回以降の予定につきましても順次日程調整のご案内をさせていただきます。

なお、後日メールで議事録の確認をお願いさせていただきますのでよろしくお願い致します。また WEB で傍聴されている方にご連絡でございます。今回の資料は消費者庁の WEB ページに掲載されます。また、議事録についても、後日、消費者庁 WEB ページに掲載されます。それでは加藤座長代理にお戻しします。

○加藤座長代理 以上で本日の議事は終了いたしましたので、本日の懇談会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上